

## 令和2年度第1回四日市市公契約審議会 会議録要旨

- 1 日 時 : 令和2年8月20日(火) 午後6時00分～午後7時30分
- 2 場 所 : 四日市市役所 6階 本部員会議室
- 3 議 題 : 公契約条例の施行状況について
- 4 出席委員: 小林会長、平田委員、森川委員、西川委員、岡田委員、鈴木委員
- 5 事務局 : 内田総務部長、松浦調達契約課長、勝木調達契約課長補佐、矢田契約係長、古市主事
- 6 傍聴者 : 0名
- 7 議 事 : 公契約条例の施行状況について事務局から説明。その後、質疑応答を実施。

○資料「公契約条例の施行状況について」事務局より説明

○ 事務局

以前、委員よりご質問いただいた、資料3ページの公共工事設計労務単価で「設定なし」の工種はどのように労務単価を設定しているのかということにつきまして、工事担当課に聞き取りをしました。そもそも「設定なし」の工種につきましては、これらの業種で発注することが少なく、サンプル数が足りないため労務単価が設定できないものです。本市もこういった工種で発注することが少ないのですが、もし発注することになった場合は、市内業者から見積もりを取って単価を設定するとのことでした。

○ 委員

見積もりを取った業者は公表しているのですか。

○ 事務局

単価につきましては、落札者が決定した後は公表していますが、どこから見積もりを取ったかにつきましては公表していません。

○ 委員

見積もりを取った業者を公表しているところを見たことがないのですが、意図的に隠しているのでしょうか。

○ 事務局

意図的ではないと思います。

○ 委員

そもそも設計労務単価の設定がないような工種では、毎年必ず発注するというものではないのですね。

- 事務局  
はい。
- 委員  
見積を取った業者を公表していないのか、そもそも発注がないのかわかりませんが、委員からご質問がありましたので、事務局には調べていただいて、次回、報告していただければと思います。
- 事務局  
はい。
- 委員  
資料12ページの「(1) 入札における労働条件にかかる評価」では、「育児休業制度の有無を評価している」とありますが、資料10ページの「(2) 様々な観点からの施策の実施」では育児休業について触れていません。「(2) 様々な観点からの施策の実施」でも育児休業を評価しているということでもよろしかったでしょうか。
- 事務局  
はい。
- 委員  
女性活躍、働き方改革やグリーン購入などに対応できている業者を評価することはしていませんか。
- 事務局  
企業要件で色々な項目を評価したいということもありますが、増やしすぎると技術者要件や技術力の評価点のウェイトが下がってしまいます。他の自治体でも企業要件は4つか5つくらいです。委員の仰るとおり、週休二日制を取り入れているかどうかなど働き方改革に係る項目を時代に合わせて先進的に取り入れている自治体も出てきています。我々としても、例えば災害協定は総合評価方式に参加するほとんどの企業が締結済みでありますので、ある程度政策誘導の目的が達成されたということであれば、新しい評価項目を時代に合わせて考えていかなければいけないと思っています。  
前回、委員から建設キャリアアップシステムについてご紹介いただきましたが、国ではこのような先進的な取り組みを実施しているところを評価するような動きも出てきていますので、先ほど委員からご指摘いただいた観点も踏まえて、適宜見直していかなければならないと考えています。
- 委員  
総合評価方式だけでなく、三重県ではグリーン購入基本方針を定めて物品の調達を行っていると思います。

○ 事務局

環境省からグリーン購入の推進について毎年通知が来ており、それに沿った形で本市も物品の調達を行っており、グリーン購入法に適合していることと仕様書に明記して入札を行っています。

○ 委員

資料10ページの「様々な観点からの施策の実施」で、どこまで含めるのかという問題かと思いますが、グリーン購入について仕様書に書いて入札を行っているということであれば、資料のここで挙げていただいてもよいかもしれません。

○ 委員

先ほど建設キャリアアップシステムについてお話がありましたが、どうも100億円近くの赤字が出ていると建通新聞で報道されています。運営するのがなかなか難しい状況で、登録費用が2,500円から4,900円に上がるなどと言われています。国交省がどうするつもりなのかわかりませんが、企画倒れになりそうな状況です。

○ 事務局

建設キャリアアップシステムは国交省が大変力を入れていますが。建設キャリアアップシステムとは、建設現場で働く技能者の資格、経歴などをICカードに登録するほか、現場のカードリーダーにタッチすることで、日々の仕事の履歴を蓄積できるようにする仕組みで、技能を持った方や経験のある方が、それらがしっかりと反映された賃金を受け取れるよう、国交省が推進しています。委員から先ほどご紹介いただきましたが、平成31年4月から本格運用となり、1年半たつわけですが、建設にかかわる技能労働者が全国で約500万人みえる中で、建設キャリアアップシステムに登録した方が32万4千人と全体の6.5%しか登録に至っておらず、なかなか普及していない状況です。今は主に大手のゼネコンだけで進んでいるだけで、下請けにはまだまだ普及が進んでいない状況かと思います。

○ 委員

28業者が登録しているのですが、来年4月までの目標値の達成も、どうも難しいのではないかという話を聞いています。

○ 委員

随意契約のことでお尋ねしたいのですが、例えば教育施設において、そのままではケガにつながるような危険な場所を工事する場合など、緊急を要する場合はどのように契約するのでしょうか。工事の規模によるのかもしれませんが、例えば、グラウンドにあるサッカーゴールの塗装が剥げていて、触ると手を切ってしまうような場合はどうでしょうか。

○ 事務局

緊急を要する場合は1者と随意契約することが地方自治法で認められている工事があります。本市で多い緊急工事は、がけ崩れなどの災害復旧工事です。委員が仰ったケースなどは、使用禁止措置を取って修繕することもあると思いますが、特に緊急を要するものについては認められると思います。

○ 事務局

委員の仰った様なケースだと、工事費が少額であると思われるので、原課で随意契約により契約締結される工事になると思います。土木工事については工事金額が50万円未満の工事、建築営繕工事については100万円未満の工事及び修繕が原課で随意契約できます。特に、緊急を要する工事については、業者選定を1者とすることができません。

○ 委員

利用者の安全等に関わることについては、緊急工事という枠組みで、一般競争入札することなく随意契約によりスピーディーに工事や修繕をしていただけるということですか。

○ 事務局

はい。

○ 会長

他にご意見等ございますでしょうか。

○ 会長

それでは、その他ご質問等ないようですので、労働環境チェックシートによる調査について、事務局より説明をお願いします。

○資料について事務局より説明

○ 会長

事務局より参考資料のご説明いただきました。先ほど、労働環境チェックシートの項目について、見直しが必要とのご意見が出ましたが、他市の労働環境チェックシートの質問項目等を比較して、この項目は四日市市も入れたらよいのではないかと、あるいは逆にこの項目は厳しすぎるのではないかなど、皆様からご意見等あればよろしく申し上げます。

○ 委員

資料7-2（補足資料）の※3について、就業規則を税理士と相談して準備中とありますが、税理士に作ってもらったということなののでしょうか。

○ 事務局

ヒアリングしたところによると、税理士に作ってもらったというわけではなく、相談しているということでした。

○ 委員

労務に関する業務は、社会保険労務士が作成すべきものなので、税理士が作成することはできないと思います。

○ 事務局

おそらく、税理士に個人的に相談をしているというレベルだと思います。

○ 事務局

36協定については、従業員の数や労働組合の有無に関係なく、残業や休日出勤させる場合は必ず協定を結ばないといけないというものです。規模の小さな下請け業者さんですと、36協定は必要ないと思っている業者さんもいるようです。今回、労働環境チェックシートでQ3に×を記入してきた業者さんには、電話によるヒアリングの際にきちっと説明をさせていただきました。

○ 委員

労働環境チェックシートで×と報告のあった業者さんについて、「では、どのようなことができているのか」ということについてヒアリングをし、資料7-2でお示ししていただきました。ヒアリングの段階で、労働環境チェックシートで×となることについて、「間違っている」あるいは「ダメですよ」と追及することは、労働環境チェックシートの本来の目的に対して、逆効果ではないかと思います。といいますのは、労働環境チェックシートは、その作成を通じて、元請業者さんや下請業者さんが設問で問われている制度について理解を深め、今後適切にしっかりとやっていただくことが本来の目的だと思います。語弊があるかもしれませんが、労働環境チェックシートは、設問に×をしたことによる市からの追及を逃れるために、設問に関係なく適当に○をして報告してしまうこともできてしまいます。しかし、そんなことをしては何の意味もありません。市の工事に携わる業者さんのみんなでより良い労働環境を作っていこうとする本来の目的を踏まえて、事務局には今後も進めていただきたいと思います。

○ 委員

今、委員が仰られたとおり、労働環境チェックシートは、「どこの業者はダメだ」、「どこの業者はもう使うな」というようにあぶりだしたり、犯人探しをするのではなくて、むしろ、×をした業者さんに前向きに取り組んでもらって、その労働環境をより良くしてもらい、今後も活躍してもらおうことが重要だと思います。

- 事務局  
今年度、労働環境チェックシートを改訂し、設問を増やしました。労働環境チェックシートを通じてより意識改革に努めていただくよう働きかけていきたいと思いをします。
- 委員  
新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、労働環境チェックシートの改正は検討されるのですか。
- 事務局  
労働環境チェックシートによる周知は考えておりません。しかし、新型コロナウイルス感染症につきましては、すでに国からも様々な通達文が来ており、インフルエンザ等とは全く違うレベルで業者さんに手厚く配慮するよう求められています。例えば、従業員で新型コロナウイルスの感染者が出た場合は柔軟に工期を延長すること、マスクや消毒液を購入するなどのコロナ対策にかかる費用も経費としてみることなどが求められています。本市も、新型コロナウイルス感染症については、特記事項として工事契約書に記載し、適切に運用しているところです。
- 委員  
市立病院でも工事が行われることがあると思いますが、このような医療機関での工事における新型コロナウイルス感染症対策は大変だと思います。
- 事務局  
医療スペースと工事エリアをきちんと分けるなどの分離対策を取っていると聞いています。
- 委員  
四日市市でPCRセンターのような機関を作る話は出てきていますか。
- 事務局  
要望はいただいておりますが、具体的にどうするかということについては詰められていないところです。四日市市は保健所政令市でありますので、県内の他の自治体とは違って、そのような声はいただいております。
- 会長  
他にご意見等ないようですので、参考資料1、2の説明を事務局よりお願いします。
- 資料について事務局より説明

- 委員  
参考資料2で労働報酬下限額に×印がついているところは、一人親方は適用範囲外ということによろしいでしょうか。
- 事務局  
参考資料1の⑤適用労働者をご覧ください。豊明市については、「自らが提供する労務の対価を得るために公共調達に係る業務を請け負う者」とされており、一人親方のことを指していると考えられます。また、岐阜市については、「労働基準法第9条に規定する労働者及びこれと同視すべきもの」とされており、これも一人親方のことを指していると考えられます。岡崎市についても、「自らが提供する労務の対価を得るために公共調達に係る業務を請け負う者」とされており、一人親方のことを指していると考えられます。
- 委員  
この資料は、電話等で直接やり取りした情報ではなく、ホームページなどから収集した資料ということによろしいでしょうか。
- 事務局  
はい。
- 委員  
お忙しいところ申し訳ありませんが、適用労働者として一人親方が本当に含まれるかどうか聞き取っていただきたいと思います。
- 事務局  
はい。一人親方が含まれるかどうか確認します。
- 委員  
本年度も、3月くらいに第2回の公契約審議会が開かれるかと思いますので、せっかくですので、それまでに事務局に調べておいてもらいたいものがあれば仰っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 事務局  
ちなみに、公契約条例を制定している自治体は、前回から5つ増えまして、我々が把握しているもので、59の自治体になりました。そのうち24の自治体が労働報酬下限額を設定しており、割合にすると40%です。
- 委員  
条例を制定した後に、見直しを行った自治体はありますか。

- 事務局  
今のところございません。ただし、津市は去年条例を制定し、5年後ぐらいに見直しを予定しており、本市も注視しているところです。
- 委員  
今のところ津市は一人親方を対象としていないと聞いています。
- 事務局  
一人親方を含めるかどうか、対象労働者の定義については、津市も悩んでおられると聞いています。
- 事務局  
労働環境で一番問題となっているのは一人親方かと思しますので、対象労働者は含めて何とか改善を図っていくべきだと思います。
- 委員  
実際のところ、一人親方については、労働環境チェックシートの設定に該当するかというところほとんど該当しません。「では、公契約条例の対象として一人親方はどうなのか」という議論になってくると思います。しかし、労働環境チェックシートの設定にすることが難しいから一人親方は対象外というのは違うと思います。同じ税金を払っていて、その税金で行う公共工事において、設計は公共工事設計労務単価を基礎としながら、なぜ賃金の比較対象は最低賃金なのかということがそもそも問題だと思います。労働環境チェックシートで報告を求めていくことは良いと思いますが、その中で、一人親方をどう扱っていくかが課題だと思います。
- 委員  
一人親方については、先ほど委員が仰ったとおり議論になるところであると思います。一人親方の状況は千差万別であり、国の方針として一人親方をできるだけ少なくしていること、また一人親方の年齢層も上がってきていることなども踏まえて、条例でどのように取り扱って一人親方の労働環境をよくしていくか慎重に議論していくべきだと思います。また、公契約条例制定自治体のうち約40%が労働報酬下限額を設定しているとのことですが、その設定においても様々な議論があったことと思いますので、そのことも十分踏まえて、議論していく必要があると思います。
- 委員  
一人親方が減少傾向にあるからと言って、条例から全く対象外とすることは違うと思います。四日市市においては、一人親方も対象として条例を制定されているわけですから、どのように一人親方の労働環境を守っていくか議論する必要があると思います。また、その報酬についても、公共工事には設計労務単価というものがあるわけですから、それを基準とした報酬が守られるよう、労働報酬下限額をそろそろ設定すべきと思いま

す。

○ 委員

労働報酬下限額の設定については、いろいろなご意見があるところだと思います。今後も議論をしていくべきと思いますが、現時点では、労働報酬下限額の設定について議論するには少し材料がまだ足りないように思います。やはり、公契約条例を制定している他の自治体ではどうなのか。それこそ、津市はどういう状況なのか。あるいは、実際に労働報酬下限額を設定している自治体ではどうなのか。労働報酬下限額を設定していてもうまく機能していなければ意味がないわけですから、わざわざ条例に労働報酬下限額を設定する以上は、それがしっかりと機能しないとイケないと思います。また、労働報酬下限額を設定したことでどれだけの負担がかかっているのかなど、そのあたりを一度調べていただいて、四日市市で実際に導入した場合はどうなのか、本当にやっているのか、あるいはそのメリット・デメリットなど比較考量して今後検討していかないとイケないと思います。

○ 委員

新型コロナウイルス感染症の影響に係る補償や給付制度がありますが、現在の状況では賃金の額を保証する労働報酬下限額を設定するというのは難しくなってきていると思います。しかし、労働報酬下限額について考えていく必要はあると思います。税金を払っていて、その税金を使ってする公共工事というものは、労働報酬下限額があるものだというような方向にもっていく必要があると私は思います。

○ 委員

複数年度契約で実施している委託業務について、新型コロナウイルス感染症に伴って、大きな変更等は考えていますか。

○ 事務局

入札制度や契約制度については、新型コロナウイルス感染症という観点では大きな変更は考えてございません。

○ 委員

複数年度契約では、年度替わりの時期等で大幅な仕様変更があるのではないかと危惧しています。業務の担当課に問い合わせると、「現時点では仕様変更は考えていませんが、昨今の情勢もあるのでその時になってみないと何ともいいようがありません」と言われています。そのようなお答えにならざるを得ないということは理解していますが、何かこの時点でわかることがあれば教えていただけないでしょうか。

○ 事務局

例えば施設管理の業務などでは、来年度、施設が開館するのか、閉館した場合に減った業務はどうなるのか、などご心配されているかと思います。業務担当課には必要な経

費等は対等な立場で変更の協議に応じるようにと言っていますが、「こういった経費は変更契約で見るように」などとする特別な制度等はないため、基本的にはケース・バイ・ケースで協議して対応していかざるを得ないと思います。本市としても、新型コロナウイルス感染症の影響による施設の閉館等が失業率のアップにつながることは望んでいませんので、契約の目的の範囲内で代替業務を探すことはできないかなど協議の中でしっかり考えるよう、業務担当課には言っています。

○ 委員

市役所発注の工事現場で働いてみえる方で、仮に新型コロナウイルス感染症を罹患した場合は、2週間閉所するなどして、その間に保健所等の指導を受けながら消毒等を実施していくことになると思います。工事を適切に進めるためにも、早く再開する必要がありますが、一方で性急に再開して感染を広げてはいけないと思いますし、「とるべき措置や対策をしっかりとしたら2週間後に再開してもいいよ」というような何か合意のようなものはあるのでしょうか。そのあたりが曖昧であると思います。調達契約課のみなさんに聞くことが適切かどうかわかりませんが。

○ 事務局

新型コロナウイルス感染症の影響については、受注者の責めによらない事由として扱うということが国の基本的な考え方です。例えば、台風で現場が止まってしまったなどと同じ扱いとなります。新型コロナウイルス感染症の影響による工事の遅延について、工期の延長変更を認めないということはありません。受注者の負担とならないように契約の変更をしていくこととなります。また、新型コロナウイルス感染症を理由とする場合は、現場代理人や主任技術者の変更を認めて、工事の再開に向けて柔軟に対応することとなります。

○ 会長

その他、ご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

では、ご発言がないようですので、これで審議は以上とさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。